

## 7 経産局 各種書類書式

### 自家用電気工作物手続き（経済産業省一産業保安監督部）

電気事業法に基づき自家用電気工作物の設置（新設・創設）や変更の工事等を行う場合は、書類手続きが必要になります。その対象となるのは設備の規模・内容により異なります。一般によく使用されるケースとして、ここにその一部を紹介します。

なお、諸規定等が改正される場合が多々ありますので、最新情報の詳細は経済産業省一産業保安監督部へお問い合わせするかホームページで確認してください。

電話 近畿経済産業局 06-6941-9251  
ホームページ

<http://www.safety-chubu.meti.go.jp/denryoku/jikayo/tetuduki.htm>

#### 7-1 自家用電気工作物の設置に伴う関係書類

電気事業法に基づき自家電気工作物の設置者は、次のような書類手続きが必要になります。

必要書類形式 1) 電気主任技術者関係書類届出 2) 保安規程届出

7-1-1 電気主任技術者関係書類は、電気主任技術者の資格及び自家用受変電設備の最大電力の規模によって異なります。下記の表にその区分の概略を示します。

自家用受変電設備の管理できる規模	免状（資格）	書類形式
全ての電気工作物の工事、維持及び運用	電検 1 種	主任技術者選任届出書
10万ボルト未満の電気工作物の工事、維持及び運用	電検 1, 2 種	
5万ボルト未満の電気工作物の工事、維持及び運用	電検 1, 2, 3 種	
6kV 受電	高校電気科以上卒業（認定校）	主任技術者許可申請書
	第1種電気工事士	
	旧高圧電気工事士	
最大電力100〔kW〕未満	第2種電気工事士	

その他に、現在別の事業場で電気主任技術者をしており、更に今回、当事業場を担当出来る場合がありますが、次の条件が必要です。(この様な方法を主任技術者の兼任といい、別様式の書類関係が必要です)

1 兼任の条件

- ① 電検3種以上の免状
- ② 兼任する事業所は、同一又は同系列の会社であること。  
(例：本社と寮又は別営業所等)
- ③ 兼任する事業所数は本務場所を含めて6ヶ所以内。
- ④ 本務場所または自宅から2時間以内に到達できること。
- ⑤ 電気主任技術者不在時の代務者を指名していること。

\* 上記条件は、電気主任技術者は全て当事業場の従業者であること。(俗に言う名義貸しはだめです)

\* 上記条件に該当しない場合の措置として、電気事業法では下記の方法を認めています。  
(但し最大電力1000[kW]未滿、受電電圧が7000ボルトを超えない場合)  
主任技術者を選任する方法は、

経済産業省が認定した委託業者に依頼する方法。

例：保安協会、管理技術者協会、ビルメンテナンス会社

それぞれのケースにより書式は全て異なりますので御注意下さい。

## 7-2 主任技術者申請書関係添付書類

### 7-2-1 主任技術者選任届出書(電検3種以上)に添付する書類

表 1

選任者の内容	添付する書類			
	資格証明書	履歴書	執務に関する説明書	選任を必要とする理由書
当事業場に勤務する者	○	○	不要	不要
同一会社の他の事業場に勤務する者 (最大電力2000KW未滿に限る)	○	○	○	不要
同系列の社員で当事業場に勤務する者	○	○	不要	
同系列の会社の他の事業場に勤務する者 (最大電力2000KW未滿に限る)	○	○	○	○

## 7-2-2 主任技術者許可申請書に該当する資格の場合に添付する書類

表 2

最大電力500〔kW〕未満	高校電気科以上 卒業（認定校）	下 記 * 1	書類の形式  主任技術者許可申請書
	第1種電気工事士	下 記 * 2	
旧高圧電気工事士			
最大電力100〔kW〕未満	第2種電気工事士		

\* 1：認定校卒業証を使用する場合は

- ① 学校卒業証明書
- ② 単位修得証（電気理論、電気計測、電気機器、発電電、送配電、電気法規、等）

\* 2：認定校卒業証を使用する以外の場合は

上記 表 2 に示した該当する資格証のコピー

## 7-2-3 主任技術者兼任承認申請書（電検3種以上）に添付する書類

## 1 兼任の条件

- ① 電検3種以上の免状
- ② 兼任する事業所は、同一又は同系列の会社であること。  
（例：本社と寮又は別営業所等）
- ③ 兼任する事業所数は本務場所を含めて6ヶ所以内。
- ④ 本務場所または自宅から2時間以内に到達できること。
- ⑤ 電気主任技術者不在時の代務者を指名していること。

## 2 添付書類

- ① 電検3種以上の免状の写し（コピー）
- ② 主任技術者の兼任を必要とする理由書
- ③ 主任技術者の執務に関する説明書
- ④ 履歴書

## 7-3 保安規程の提出・関係添付書類

### 保安規程の提出

保安規程は電気主任技術者の選任方法と最大電力の規模によって、記述内容や必要添付書類が異なります。その概略を下記に分類して示します

- 1 小規模事業場（高圧受電、最大電力1000〔kW〕未満）
  - 1) 保安規程届出書（表紙）
  - 2) 保安規程（中表紙） 事業場・電気主任技術者・設備概要等の基本事項記入
  - 3) 保安規程内容 保安・管理・保守に関する取り決め事項の詳細、図面（受変電設備の単線結線図、高圧配線経路図、高圧系統図、構内平面図）
  
- 2 中規模事業場（高圧又は特別高圧、最大電力2,000〔kW〕以上）
 

小規模事業場の書類に準ずる他に

  - 1) 保安規程（中表紙） 「保安業務組織」を追加記入する
  - 2) 保安規程内容に下記の書類を添付する。
    - イ 事業場の組織図
 

保安業務の最高責任者から末端従業員にいたる組織体系と指揮命令系統の中で電気主任技術者の位置関係を明示し、業務分掌、職務権限明確にする。
    - ロ 受電日誌
  
- 3 最近の書式改正により、保安規程のひな型は1本化に統一されています。

詳しくは、「自家用電気工作物の各種手続き」  
ホームページ（近畿経産局の場合）

<http://www.safety-kinki.meti.go.jp/denryoku/jikayou/list.htm>

## 7-4 保安規程の提出・関係添付書類

### 1) 工事計画書届出を必要とする「設置」・「変更」の工事

下記に示す自家用電気工作物の設置又は変更の工事について、工事計画書を事前に（工事の開始の日の30日前まで）届けなければならない。

別表第2 (概略=要約)

工 事 の 種 類 需要設備 (自家用設備)	事 前 届 出 を 要 す る も の
設 置 の 工 事 ( 新 設 )	最大電力1000 [KW] 以上、又は 受電電圧1万 [V] 以上の需要設備の設置
変 更 の 工 事  1 遮 断 器	<p>1 他の物が設置する電気工作物工作物 (=電力会社) と電氣的に接続するための遮断器 (=受電用遮断器) で、 最大電力1000 [KW] 以上、又は 受電電圧1万 [V] 以上の の需要設備に属するものの設置</p> <p>2 他の物が設置する電気工作物工作物 (=電力会社) と電氣的に接続するための遮断器 (=受電用遮断器) で、 最大電力1000 [KW] 以上、又は 受電電圧1万 [V] 以上の の需要設備に属するものの改造のうち、20パーセント以上の遮断容量の変更を伴うもの</p>
2 機 器 (計器用変成器を除く)	<p>1 電圧1万 [V] 以上の機器であって、 容量1万 [KVA] 以上、又は 出力1万 [KVA] 以上 のものの設置</p> <p>2 電圧1万 [V] 以上の機器であって、 容量1万 [KVA] 以上、又は 出力1万 [KVA] 以上 のものの改造のうち、 20パーセント以上の電圧の変更、又は 20パーセント以上の容量若しくは出力の変更を 伴うもの</p> <p>3 電圧1万 [V] 以上の機器であって、 容量1万 [KVA] 以上、又は 出力1万 [KVA] 以上 のものの取替え</p>

「工事計画書届出」及び「保安規程届出」を提出後工事を着工し、受変電設備を竣工した場合は、**使用前自主検査** (受変電設備の竣工検査・試験) に合格し、電力会社から受電し使用開始となります。

その後、遅滞なく経済産業局一産業保安監督部へ「**使用前安全管理審査**」を受け合格しなければなりません。

(**使用前自主検査**に合格であれば、電力会社から受電できます。)

従来のように、経済産業局一産業保安監督部の竣工立会検査を受けなくても受電できます。)「使用前安全管理審査」に添付する書類内容は、次項 **2 使用前自主検査書** でその概略(概要)を示します。

## 2) 使用前自主検査書

使用前自主検査は、工事計画に従って工事が行われていることと、技術基準に適合することを確認するために十分な方法で行い、かつ決められた記録を残しておくことが求められる。また、上記「使用前自主検査」を実施するにあたって、

### 「使用前自主検査 要領書」及び「使用前自主検査 判定基準書」

を事前に作成しておき、この「使用前自主検査 要領書」及「使用前自主検査 判定基準書」に、基づき使用前自主検査を行うシステムとなっている。

この「使用前自主検査 要領書」及「使用前自主検査 判定基準書」は、保安規程内に明記するか、又は保安規程の別紙取り決め事項としてもよい。

(この要領書及び判定基準書は相当複雑な書類形式及び内容となっている。従来の経済産業局立会による検査を、管理者の名において自主検査をさせる目的である。そのため、自主検査を実施する際は、実施詳細を記録しなければならない。)

この記録書類を「使用前安全管理審査申請書」に添付する。)

そのサンプルは、経済産業局一産業保安監督部ホームページを検索してください。

## 3) 使用前安全管理審査

使用前自主検査を行った後、下記の期日までに使用前安全管理審査を受けることとなる。安全管理審査を初めて受ける事業場において、保安規程の関連事項で、設置(新設)工事の場合は、上記に示したとおりとし、増設や変更等の工事の場合は、保安規定の変更が必要となる。

### 「使用前安全管理審査申請書」の

提出期限	使用前自主検査終了後おおむね1ヶ月以内。
提出時期	審査希望を1ヶ月前までに中部近畿産業保安監督部電力安全課に連絡する。
審査希望日	申請書は審査希望日の2週間前までに提出する。

審査手数料(平成12年7月1日現在) (申請書に印紙を添付)

設置の工事の場合	¥118,800
変更の工事の場合	¥74,600

## 審査の方法

保安監督部電力安全課の審査官が、現場に出向し「使用前安全管理審査申請書」の内容を現状と照らし合わせ、関係者（電気主任技術者・管理者・施工者等）に使用前自主検査の状況を確認指導する。

注：「使用前自主検査」は、上記以外にも他の方法・形式があるため、事業場の安全管理システムに照らして、事前に保安監督部電力安全課へ相談されること。

## 4) 自家用電気工作物の変更・廃止の手続き

書式の形式、ひな形等は経済産業局一産業保安監督部のホームページで参照してください。

## 7-5 事故報告

「電気関係報告規則第3条の運用」により、下記のように事故報告が平成28年4月1日更新された。

その概要は、下記のとおり第三条1項の一、二、三、一三及び2項に示すとおりである。

**第三条 1** 自家用電気工作物を設置する者は、下記第3条1項の一、二、三、十三の事故の事故が発生したときは、経産局の各産業保安監督部へ報告しなければならない。

一 感電又は電気工作物の破損若しくは電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより人が死傷した事故(死亡又は病院若しくは診療所に入院した場合に限る。)

二 電気火災事故(工作物にあつては、その半焼以上の場合に限る。)

三 電気工作物の破損又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより、他の物件に損傷を与え、又はその機能の全部又は一部を損なわせた事故。

十一 一般送配電事業者の一般送配電事業の用に供する電気工作物又は特定送配電事業者の特定送配電事業の用に供する電気工作物と電氣的に接続されている電圧三千ボルト以上の自家用電気工作物の破損又は自家用電気工作物の誤操作若しくは自家用電気工作物を操作しないことにより一般送配電事業者又は特定送配電事業者に供給支障を発生させた事故。

**第三条 2** 前項の規定による報告は、事故の発生を知った時から二十四時間以内可能な限り速やかに事故の発生の日時及び場所、事故が発生した電気工作物並びに事故の概要について、電話等の方法により行うとともに、事故の発生を知った日から起算して三十日以内に様式第十三の

報告書を提出して行わなければならない。ただし、前項の表第四号ハに掲げるもの又は同表第七号から第十二号に掲げるもののうち当該事故の原因が自然現象であるものについては、同様式の報告書の提出を要しない。

注} 平成28年4月1日以前は、事故報告の**速報**は事故を知った時から48時間以内に、  
**詳報**は30日以内となっていた。

**参考** 用語の説明

- 1 「需要設備の最大電力」 (2017年9月現在)
    - イ 電力会社から受電する電気のみを使用する場合
      - 契約電力 500 [KW] 未満の需要家
        - 契約電力の値と実量値 (デマンド値) の大きい方の値
      - 契約電力 500 [KW] 以上の需要家……………契約電力の値
    - ロ 自家発電設備が有る場合
      - 電力会社との契約電力と自家用発電所の最大電力の合計の値
- 注：予備線契約をして入る場合、又は、非常用予備発電装置が有る場合は、  
常時受電と並列できないよう施設されている場合、「最大電力」には含めない。
- 2 「需要設備の設置」とは・・・需要設備の新設工事をいう。
  - 3 「需要設備の変更」とは・・・需要設備を構成する個々の設備又は機器の設置、改造又は取替えをいう。
  - 4 「取替」とは……………個々の設備又は機器を、同一の型式、定格又は性能のものと取りかえる工事をいう。
  - 5 「改造」とは……………個々の設備又は機器の構造、強度または機能を変更する工事。